

令和新時代に向けてか、習志野市は平成31年2月6日に「(生活保護の)不正受給者にならないために」と題するホームページ(添付)を公開しました。そこには「(今後は)不正受給に対して厳正に対処して参ります。」と記してあります。そこで約1億円に近い「生活保護の不正受給未納者」(≒詐欺の蓋然性が非常に高い者)について、今まで以上に厳正に対処することを求める陳情

- *平成30年11月に提出したほぼ同趣旨の陳情が「外国人のみを標的にしている≒差別的では？」などといわれの無い指摘を一部の方に受けましたのと、平成31年4月の地方選の結果、一部の市議の方々に変動がありましたので、改めて本陳情を提出いたします。この度は外国人、日本人を問わず広く高額不正受給者を対象といたしましたので、ご審議の程、宜しくお願い致します。
- *本陳情が委員会に付託され市議会ホームページ他で公開される場合は、添付した資料等も併せてお取り扱い(公開)ください。

【陳情趣旨】

生活保護とは経済的に困窮した日本人のみに対し健康で文化的な最低限度の生活を保障するための制度です。これは国民のための制度であり、外国人は制度の対象外であることが平成26年7月18日に最高裁判所で確定しているものの、現状外国人には「人道的見地(慈愛の精神)」で制度を「準用」して施して差し上げています。

また、生活保護とは緊急避難的な制度であり、一旦保護を受けたとしても一刻も早くそこから脱しなければいけない(=生活保護に安住してはならない)という事は言うまでもありません。

以下に習志野市の受給者数や保護費及び不正受給未納額、不納欠損額などの過年度推移を記します。市役所から受領し、添付した資料「習志野市統計書 平成29年版」なども併せてご覧ください。

- 平成17年度末：受給者数：1032名、保護費：約16億8千万円
- 平成21年度末：同1369名、同約20億9千万円
- 平成22年度末：同1587名、同約24億円
- 平成23年度末：同1668名、同約27億7千万円
- 平成24年度末：同1817名、同約28億1千万円、不正受給未納額：約7122万円、不納欠損額：約737万円
- 平成25年度末：同1872名、同約29億4千万円、同約7083万円、同約550万円
- 平成26年度末：同1957名、同約32億円、同約7313万円、同約624万円



平成 27 年度末：同 2 1 1 6 名、同約 3 3 億 1 千万円、同約 7 9 3 8 万円、同約 6 3 1 万円
 平成 28 年度末：同 2 1 8 9 名、同約 3 5 億 6 千万円、同約 8 2 2 7 万円、同約 4 0 4 万円
 平成 29 年度末：同 2 2 0 4 名、同約 3 6 億 6 千万円、同約 9 7 3 8 万円、同約 4 0 万円

*前年に対する増加率 (%)

	市内人口	生活保護受給者数	不正受給未納額
平成 2 7 年度	1 0 1 . 2	1 0 8 . 1	1 0 8 . 5
平成 2 8 年度	1 0 1 . 5	1 0 3 . 4	1 0 3 . 6
平成 2 9 年度	1 0 0 . 3	1 0 0 . 7	<u>1 1 8 . 4</u>

[平成 2 9 年度などの考察]

- 上表の通り、人口は微増 (1 0 1 . 2 → 1 0 1 . 5 → 1 0 0 . 3) も、生活保護受給者数は増加傾向、ただし年次が最近になるほど増加率が低下 (1 0 8 . 1 → 1 0 3 . 4 → 1 0 0 . 7) しているのが唯一の救い。だが、これもむなしく不正受給未納額は人口増や受給者数増と比し急激に増加 (1 0 8 . 5 → 1 0 3 . 6 → 1 1 8 . 4) している。言い換えると不正受給による習志野市 (≒ 納税市民) の ≒ 詐欺被害が急拡大 = 悪化しているということである。
- 表題に記しましたが、平成 29 年度末の不正受給未納額：約 9 7 3 8 万円と平成 28, 29 年度の債権放棄額：約 4 4 4 万円を合せると、約 1 億 0 1 8 0 万円となり、卑劣かつ重大犯罪である「≒ 詐欺」によりこの間に習志野市 (≒ 納税市民) が被った被害額は 1 億円の大台を突破。
- 不正受給未納額も初めて 1 億円の大台に迫り約 9 7 3 8 万円となる。前年よりも約 1 5 1 0 万円も増加している。また、1 世帯当たりの平均不正受給未納額は 1 0 0 万円を超え、直近 5 年間の平均債権放棄額も 1 1 0 万円を超える惨状。

これ等の源資はすべて受給者を除く一般人が収めた国税・市民税の中から支払われています。

受給者は一般人 (≒ 納税者) と違い、自らの意思で権利を行使して受給者になった以上、一般人にはない特別な義務を負っていただくことが生活保護法で謳われています。

特別な義務の具体例を挙げますと、収入や資産を正確に保護の実施機関など (習志野市の場合は生活相談課) へ届け出ることや知人や金融機関などから借金をしてはいけないことなどが取り決められており、これ等を怠ると不正受給に該当する可能性が非常に高いため、習志野市では「生活保護不正受給のしおり」をすべての受給者世帯に配布しています。

これはすべての文字 (漢字) にひらがなでルビを振り、日本語が不自由な方にもわかりやすく不正受給に該当する具体例などを例示しているものです。また、外国人用に朝鮮語版、中国語版、スペイン語版、英語版などもあり全受給者に配布しているところですが、上記の通り不正受給は改善するどころか増える一方です。

また、「不納欠損額 = 債権放棄額」は本来不正受給者から市に対し弁済してもらおうべき金員ですが時効などでいわゆる「不正受給者に逃げ切られてしまった」最も恥ずべき金員です。

不正受給も不納欠損も本来ゼロでなければならない数値であることは言うまでもありませんが、これ等の惨状を納税者が広く知るところとなれば、生活保護制度への信頼が大きく揺らぐことは必至です。

そこで、今後も継続して不正受給が増加することや不納欠損の発生が予測される中、不正受給者及び不納欠損処理候補者には厳格に対処すべきと考えます。

不正受給者や不納欠損処理候補者が一人でも増えると当人は勿論、市当局にも余計な事務などが増えることにより双方が不幸になってしまいます。今回の陳情では、不正受給者（≒詐欺犯）への未納金の返還の指導強化及び不納欠損額（≒詐欺による不当利得）を限りなくゼロに近づけるため「逃げ得」を許さないという強い姿勢を意思表示するため、市議会でご採択を強くお願いしたく思います。

【陳情項目】

不正受給世帯の内、特に平成 29 年度末時点で高額未納者（おおむね平均未納額の倍額に相当する 200 万円を超えるまたは未納額ワースト 20 位以内の者、以下 A という）及び前記を除く平成 30 年度末時点で高額未納者（前記同、以下 B という）などを中心に、A は令和元年 7 月末まで、B は同 9 月末までに全額返還させてください。これを実現することが当局、市議会だけでは難しいと思料される場合は習志野警察署へ可及的速やかに通報、相談、告訴、告発等を行ってください。

*特に告発は刑事訴訟法 239 条 2 項に基づく公務員の義務です。（下記参照）

※全額返還させることは、これの主管は当局及び市議会だと思いますが、本陳情が付託されなかったり、付託されても納得のゆくしつかりした議論の行われないまま不採択となった場合、上記期日までに全額返還に至らなかった場合など状況に応じ、本陳情（公文書として当局から頂戴した資料も含む）等を基に私個人として僭越ながら当局及び市議会の主管業務を代行し、習志野警察署に不正受給者を詐欺容疑等で告発する可能性があることを敢えて記しておきます。

*刑事訴訟法 239 条 1 項に基づく。

・不正受給世帯（被告発人＝債務者）：氏名・住所不詳、債権者：習志野市（≒納税市民）

また、言うまでもありませんが地方公務員は一般職、特別職を問わず、刑事訴訟法 239 条 2 項により、「犯罪の告発が義務」であることも記しておきます。

[刑事訴訟法 239 条 2 項要旨]

・公務員はその職務を行うことにより犯罪が思料されるときは、所管捜査機関等に「告発をしなければならない。」

*上記同様本陳情の受理後の取り扱い推移、審議内容、賛否、当局の対応等に合わせ、場合によっては誠に残念ながら、当局の皆様などについても刑事訴訟法 239 条 2 項違反等の容疑で私個人として習志野警察署に告発を行わざるを得ない事も考えられます。

*刑事訴訟法 239 条 1 項に基づく。

以上、生活保護の不正受給者（世帯）などに対しても信賞必罰、社会正義を警察と連携し習志野市で実現して頂きたいと心から願い、陳情項目とします。

令和元年 5 月 30 日

習志野市鷺沼台 4-7

結方直人

習志野市議会議長 田中 真太郎 様

モデル世帯	生活保護費基準額(円)			
単身高齢者世帯 (68歳男)	生活扶助費	第1類	37,320	76,370
		第2類	39,050	
	住宅扶助費			46,000
	冬季加算(11月~3月)			2,580
	計(住宅・冬季含む)			124,950
高齢者2人世帯 (68歳男) (65歳女)	生活扶助費	第1類	66,060	114,090
		第2類	48,030	
	住宅扶助費			55,000
	冬季加算(11月~3月)			3,660
	計(住宅・冬季含む)			172,750
母子3人世帯 (30歳女) (9歳小学生) (4歳子)	生活扶助費	第1類	82,170	138,800
		第2類	56,630	
	児童養育加算			20,000
	教育扶助費			5,510
	母子加算			24,590
	小計			188,900
	住宅扶助費			59,800
	冬季加算(11月~3月)			4,160
計(住宅・冬季含む)			252,860	
標準夫婦3人世帯 (33歳男) (29歳女) (4歳子)	生活扶助費	第1類	85,400	142,030
		第2類	56,630	
	児童養育加算			10,000
	小計			152,030
	住宅扶助費			59,800
	冬季加算(11月~3月)			4,160
計(住宅・冬季含む)			215,990	
夫婦4人世帯 (35歳男) (30歳女) (9歳小学生) (4歳子)	生活扶助費	第1類	103,760	162,730
		第2類	58,970	
	児童養育加算			20,000
	教育扶助費			5,510
	小計			188,240
	住宅扶助費			59,800
	冬季加算(11月~3月)			4,490
計(住宅・冬季含む)			252,530	

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成28年度末(29年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成29年度末(30年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	3世帯 1,602,376円	4世帯 1,573,473円
日本人世帯	79世帯 80,667,174円	93世帯 95,808,384円
合計	82世帯 82,269,550円	97世帯 97,381,857円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成28年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成29年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
42世帯 84,831,277円	41世帯 85,568,890円
1,653世帯 3,472,938,423円	1,692世帯 3,578,482,274円
1,695世帯 3,557,769,700円	1,733世帯 3,664,051,164円

※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

年度別不納欠損(不正受給)金額

平成25年度	3世帯 5,504,762円	日本人世帯 3世帯 5,504,762円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成26年度	8世帯 6,240,063円	日本人世帯 7世帯 4,525,938円 外国人世帯 1世帯 1,714,125円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成27年度	4世帯 6,309,116円	日本人世帯 4世帯 6,309,116円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成28年度	4世帯 4,037,982円	日本人世帯 4世帯 4,037,982円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成29年度	1世帯 395,072円	日本人世帯 1世帯 395,072円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)

平成29年8月30日

習志野市役所健康福祉部生活相談課

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成27年度末(28年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成28年度末(29年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	3世帯 1,696,376円	3世帯 1,602,376円
日本人世帯	77世帯 77,680,584円	79世帯 80,667,174円
合計	80世帯 79,376,960円	82世帯 82,269,550円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成27年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成28年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
43世帯 89,437,167円	42世帯 84,831,277円
1,571世帯 3,221,559,187円	1,653世帯 3,472,938,423円
1,614世帯 3,310,996,354円	1,695世帯 3,557,769,700円

※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

年度別不納欠損(不正受給)金額

平成24年度	5世帯 7,368,997円	日本人世帯 4世帯 6,612,755円 外国人世帯 1世帯 756,242円
平成25年度	3世帯 5,504,762円	日本人世帯 3世帯 5,504,762円
平成26年度	8世帯 6,240,063円	日本人世帯 7世帯 4,525,938円 外国人世帯 1世帯 1,714,125円
平成27年度	4世帯 6,309,116円	日本人世帯 4世帯 6,309,116円
平成28年度	4世帯 4,037,982円	日本人世帯 4世帯 4,037,982円

平成28年7月25日

習志野市役所健康福祉部生活相談課

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成26年度末(27年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成27年度末(28年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	3世帯 1,757,376円	3世帯 1,696,376円
日本人世帯	78世帯 71,369,367円	77世帯 77,680,584円
合計	81世帯 73,126,743円	80世帯 79,376,960円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成26年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成27年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
40世帯 81,593,218円	43世帯 89,437,167円
1,429世帯 3,118,302,358円	1,571世帯 3,221,559,187円
1,469世帯 3,199,895,576円	1,614世帯 3,310,996,354円

※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

平成27年7月24日

習志野市役所保健福祉部生活相談課

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成25年度末(26年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成26年度末(27年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	3世帯 3,012,856円	3世帯 1,757,376円
日本人世帯	79世帯 67,816,632円	78世帯 71,369,367円
合計	82世帯 70,829,488円	81世帯 73,126,743円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成25年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成26年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
34世帯 75,082,045円	40世帯 81,593,218円
1,332世帯 2,865,128,983円	1,429世帯 3,118,302,358円
1,366世帯 2,940,211,028円	1,469世帯 3,199,895,576円

※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

平成26年10月29日

習志野市役所保健福祉部保護課

	平成24年度末(25年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成25年度末(26年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	6世帯 3,544,461円	3世帯 3,012,856円
日本人世帯	67世帯 67,677,142円	79世帯 67,816,632円
合計	73世帯 71,221,603円	82世帯 70,829,488円

平成24年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成25年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
32世帯 72,047,986円	34世帯 75,082,045円
1,276世帯 2,738,037,128円	1,332世帯 2,865,128,983円
1,308世帯 2,810,085,114円	1,366世帯 2,940,211,028円

※世帯数は各年度末時点

※保護費は年間の支給総額

88 シルバー人材センターの状況

各年3月31日現在

年 度	会 員 数			年 齢 別				就業人員 (年間平均)	就業率 (年間)	入会	退会	職 員 数		
	総数	男	女	60歳未満	60～64	65～69	70歳以上					計	正規	臨時
平成 7	435	354	81	10	112	120	193	47,295	83.9	137	73	8	5	3
12	631	522	109	7	137	246	241	80,238	89.2	151	109	8	3	5
17	829	682	147	0	153	341	335	104,227	91.3	160	143	10	3	7
21	931	770	161	0	113	319	499	110,823	91.0	213	138	10	3	7
22	994	818	176	0	136	344	514	111,907	90.4	228	165	10	3	7
23	987	799	188	0	113	326	548	107,220	90.7	170	177	9	3	6
24	982	797	185	0	86	321	575	106,538	88.7	152	157	8	3	5
25	907	748	159	0	51	306	548	107,748	96.4	124	201	8	3	5
26	930	756	174	0	40	316	574	107,051	94.7	142	117	8	3	5
27	938	764	174	0	41	297	600	111,116	96.8	138	130	8	3	5
28	943	763	180	0	28	279	636	113,230	95.0	132	127	8	3	5

資料:公益社団法人 習志野市シルバー人材センター

89 生活保護状況

単位:人

年 度	被保護 世帯数	被保護 人員	保護率 (%)	保 護 延 人 員 数								
				総 数	生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭
平成 7	281	373	2.43	10,725	3,599	3,508	214	—	3,402	0	2	0
12	375	519	3.36	15,893	5,055	4,814	575	552	4,894	0	1	2
17	751	1,032	6.50	33,544	10,539	10,533	987	1,208	10,088	0	181	8
22	1,132	1,587	9.63	51,783	16,196	16,162	1,263	1,749	15,846	0	546	21
24	1,308	1,817	10.99	61,473	19,011	19,089	1,564	2,121	19,158	0	502	28
25	1,366	1,872	11.20	64,672	19,889	20,212	1,634	2,382	20,155	0	367	33
26	1,469	1,957	11.60	66,526	20,694	20,996	1,596	2,702	20,076	0	429	33
27	1,614	2,116	12.37	70,885	22,134	22,571	1,606	2,873	21,202	0	477	22
28	1,695	2,189	12.74	74,534	23,230	23,862	1,521	3,220	22,190	0	474	37

年 度	保 護 費 (千円)										
	総 数	生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭	その他	
平成 7	624,836	202,143	71,458	1,975	—	341,304	0	60	0	7,896	
12	897,729	282,005	112,511	4,745	7,486	483,876	0	10	226	6,870	
17	1,684,125	592,156	303,146	7,277	35,408	733,954	0	2,907	2,420	6,857	
22	2,398,083	912,354	492,539	14,074	35,158	925,100	0	9,179	4,142	5,537	
24	2,810,085	1,059,682	585,685	17,463	57,633	1,070,706	0	8,856	4,321	5,739	
25	2,940,211	1,084,804	617,760	18,260	63,367	1,137,976	0	7,518	4,918	5,608	
26	3,199,896	1,157,319	659,311	17,047	68,801	1,276,694	0	8,090	6,454	6,180	
27	3,310,996	1,249,908	721,553	19,217	52,783	1,247,863	0	9,204	4,857	5,611	
28	3,557,770	1,325,033	772,071	18,752	62,291	1,358,981	0	8,295	5,798	6,549	

注) 1. 保護率 = $\frac{\text{被保護人員}}{\text{常住人口}} \times 1,000$

資料:生活相談課

2. 被保護世帯数、被保護人員、保護率の数値は、3月末現在の数値である。

被保護外国人世帯数(世帯主の国籍・世帯人員)
各年度 7月1日現在

表1

	30年度		29年度		28年度		27年度		26年度		25年度	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
韓国・朝鮮					12	12	11	11	9	9	8	8
韓国	12	12	10	10								
朝鮮	4	4	4	4								
中国・台湾	5	6	5	7	4	7	3	5	2	4	1	2
フィリピン	10	18	12	26	14	30	13	28	11	25	10	25
ブラジル	4	5	4	5	4	5	3	4	2	3	1	2
ブラジル以外中南	5	12	5	11	4	8	4	9	4	10	4	12
その他	1	1	3	4	4	6	5	11	6	18	7	24
合計	41	58	43	67	42	68	39	68	34	69	31	73

- * 表1は、各年度7月1日現在で、世帯主が外国人世帯。世帯主の国籍およびその世帯人数の合計
- * 21年度より国名に「ブラジル以外中南米」が追加
- * 26年度より国名の「中国」が「中国・台湾」に変更
(被保護者全国一斉調査は、24年度以降調査がないため、24年度以降は各年7月1日時点の世帯数をカウント)

各年度末現在 表2

年度	世帯数	人員
平成25年度末	34	72
平成26年度末	40	72
平成27年度末	43	73
平成28年度末	42	67
平成29年度末	41	60

* 表2は、3月中に保護を受給した外国人を3月末日でカウントした資料

生活保護状況

年度	世帯数	人員
平成28年度末	1,695	2,189
平成29年度末	1,733	2,204

30年7月1日、29年7月1日付国別内訳表(再掲)

	30年7月		29年7月	
	世帯	人員	世帯	人員
韓国	12	12	10	10
朝鮮	4	4	4	4
中国・台湾	5	6	5	7
フィリピン	10	18	12	26
ブラジル	4	5	4	5
ペルー	5	12	5	11
タイ	0	0	1	1
イラン	0	0	1	2
ナイジェリア	1	1	1	1
合計	41	58	43	67

被保護世帯の主が外国人およびその世帯員数であり、同居の配偶者、子、その他親族が主と同じ国籍とは断定できません。

帰化人数

年度	総数	韓国	朝鮮	中国	ブラジル	フィリピン	米国	ペルー	その他
平成24年度	14	1		5	0	0	1	1	6
平成25年度	19	8		10	1	0	0	0	0
平成26年度	20	10		9	1	0	0	0	0
平成27年度	15	5	0	5	0	0	0	0	5
平成28年度	11	0	0	5	1	1	0	1	3
平成29年度	13	6	1	3	1	1	0	0	1

国籍別人数

年	総数	韓国	朝鮮	中国	ブラジル	フィリピン	米国	ペルー	その他
平成24年	2585	469		996	236	301	51	101	431
平成25年	2604	452		938	214	330	52	90	528
平成26年	2804	461		999	188	346	56	82	672
平成27年	3006	381	60	1086	210	368	50	86	765
平成28年	3428	408	61	1185	227	364	47	85	1051
平成29年	3689	392	49	1253	213	408	54	79	1241

※国籍別人数については各年とも12月末日時点のデータ

[暮らし・手続き](#)

健康・福祉

[子育て・教育](#)

[施設一覧](#)

[産業・事業者向け](#)

[トップページ](#) [健康・福祉](#) [生活支援](#) [給付金・制度](#) [不正受給とならないために（生活保護受給者の皆様へ）](#)

不正受給とならないために（生活保護受給者の皆様へ）

更新日：2019年2月6日

生活保護制度は、生活に困窮している方の最低限度の生活を保障すること及び自立を助長することを目的としており、生活保護費は適正に活用する必要があります。

本市では、生活保護の適正な運営を図り、生活保護制度の信頼性を向上するために、不正受給に対して厳正に対処して参ります。

1. 不正受給とは

生活保護を受けている間、世帯の収入や世帯員の状況に変化があったときには、速やかに正しく届け出なければなりません。

これらを正しく届け出なかったり、その他不正な手段を使って、保護費を受け取ることを「不正受給」といいます。

不正受給の例

- ・就労収入や年金収入、その他の収入について、申告をしていない、あるいは事実と異なる内容で申告をしている場合など
- ・偽装離婚や世帯員以外の者との同居
- ・暴力団員の受給

2. 不正受給となったらどうなる？

その不正受給が意図的に行われたものであったり、返還に応じないなど、その行為が悪質と判断される場合は、告訴する場合があります。告訴となったときには、生活保護法第85条に定める罰則が科されます。

また、刑法に定めがある場合には、刑法による罰則が（優先して）科されます。なお、これらの罰則を受けた場合でも返還義務は免除されません。

3. 不正受給にならないために

生活保護受給中はすべての世帯員の収入や資産、世帯員の構成や状況等に変化があった時は、届け出る義務があります。

届け出内容の一例

- ・世帯員が働き出した。転職した。雇用形態が変わった。
- ・子どもが就職・大学進学した。
- ・世帯員が死亡・出産・転入・転出した。
- ・相続などで資産を得た。
- ・保有していた資産を処分して収入があった。など

4. 収入申告義務

生活保護受給中は、未成年者・世帯分離の人を含めたすべての収入について世帯員全員の収入申告を行う義務があります。

「就労先が決まった」「給与をもらった」「年金・手当をもらい始めた」等の場合は、必ず担当のケースワーカーまで申告してください。

[給付金・制度](#)

[無料低額宿泊について（平成19年10月1日施行）](#)

[有料老人ホーム特例について（平成19年10月1日施行）](#)

[生活保護法第85条の罰則（平成19年10月1日施行）](#)

[不正受給とならぬ生活保護受給者](#)

[進学準備給付金（平成30年1月1日施行）](#)

[生活保護法の薬品の使用（平成30年10月1日施行）](#)

[住居確保給付金](#)

[生活保護にこ](#)

[このページをこんなページに](#)

[JR津田沼駅前所について](#)

[市の貸借対照簿簿等とは何か？](#)

[電話番号メー以前利用した手続きがさい発生している上、お支払いなき場合に取得し、ます。」と置無料サイトをが、脱会手続るとは思っ Сайト名や種などは書いて](#)

[よく使われ](#)

(1) 働いたことによる収入

働いて得た収入（給料・ボーナスなどの臨時的収入）を申告すると、必要経費（交通費・社会保険料など）の控除だけではなく、基礎控除などの控除を受けられます。

また、未成年者（特に高校生）の場合は、基礎控除にあわせて未成年者控除や大学等へ進学する場合の進学費用が収入額から除外される制度もあります。

申告がないまま後日の調査で発覚した場合は、不正受給となり、基礎控除を受けられない等の不利益があるだけではなく、費用返還や罰則が科せられる場合があるので、必ず申告してください。

(2) 働いたことによらない収入

働いたことによらない収入を得た、または得ることになった場合は、必ず担当ケースワーカーに申告してください。申告がないまま後日の調査で発覚した場合は、不正受給となります。

なお、生活保護受給中の借金（年金担保貸付を含む）は認められていません。仮に借金された場合は原則収入としてみなされ、保護費が減額（金額によっては保護停止または廃止）となります。

※奨学金や他法、他施策等による貸付金については、認められる場合があるので、必ず事前に担当のケースワーカーに相談してください。

不正受給とならないために

[不正受給防止のしおり \(PDF: 615KB\)](#)

[不正受給防止のしおり \(英語\) \(PDF: 485KB\)](#)

[不正受給防止のしおり \(中国語\) \(PDF: 564KB\)](#)

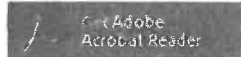
[不正受給防止のしおり \(韓国語\) \(PDF: 674KB\)](#)

[不正受給防止のしおり \(スペイン語\) \(PDF: 661KB\)](#)

いいね! 0

ツイート

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

問い合わせ先

このページは生活相談課が担当しています。

所在地：〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号 市庁舎1階

電話：047-453-9205 FAX：047-451-6851

[キャッチボールメールを送る](#)

この記事で気になることはありましたか？

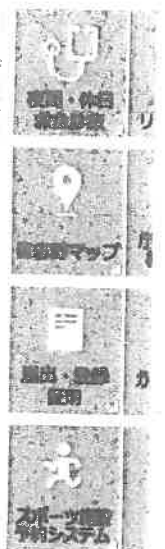
市ホームページをより使いやすくわかりやすいものにするために、皆様のご意見をお聞かせください。

- 参考になった
- 分かりにくかった
- 探しにくかった
- 参考にならなかった
- 聞き慣れない用語があった

自由意見

ページ内容改善の参考とするためご意見をいただいています。なお、この欄からのご意見・お問い合わせには返信できませんのでご了承ください。返信を要するご意見は「キャッチボールメールを送る」をご利用ください。（最大文字数：140文字）

送信



よくある質問

情報が見つかる